

平成 30 年 8 月 22 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での
社会参加活動の実施について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

「若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における
地域での社会参加活動の実施について」のご送付について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室より各都道府県介護保険担当部等あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ (介護保険関係) 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail g-riwata@kanagawa.med.or.jp

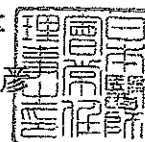
(介92)

平成30年8月1日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事

江澤 和彦



「若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について」のご送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、認知症施策につきましては「新オレンジプラン」が国家戦略として取り組まれ、介護保険法にも普及・啓発等の関連施策を総合的に推進することが制度上明確化されております。

こうした中、介護サービス事業所が、若年性認知症の方を中心に、介護サービスの提供時間中に、公園の清掃活動等の地域活動や洗車等外部の企業等と連携した有償ボランティアなどの社会参加活動（以下「社会参加活動等」）に取り組んでいる事例があるとのこと。一方で、こうした取り組みを実施する場合の取扱いについて自治体から疑義が生じているとのことであり、今般、厚生労働省より、介護サービス事業所が社会参加活動等を実施する場合の留意点等を取りまとめた事務連絡が発出されました。

なお、事業所の外において社会参加活動等に取り組む場合は、利用者の心身の状況によっては、必要に応じてかかりつけ医等と連携することも必要であることから、その旨も明記されております。